鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県食品衛生法施行細則(昭和49年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「削除条項」という。)を削り、同表 の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条項及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条項及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」とい う。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しな い場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正 後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式 を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後 改正前

(趣旨)

第1条 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下|第1条 この規則は、食品衛生法(昭和22年法律第 「法」という。) の施行に関しては、食品衛生法施 行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」とい う。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第 23号。以下「省令」という。)、乳及び乳製品の成 分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。 以下「乳等省令」という。)及び鳥取県食品衛生法 施行条例(平成12年鳥取県条例第17号。以下「条 例」という。)に定めるもののほか、この規則の定 めるところによる。

量は、別表第1のとおりとする。ただし、総合事務 所長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規 則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に 属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条 例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する 総合事務所長をいう。以下同じ。)が特別の理由が あると認めるときは、当該検査に必要な限度におい て、その採取量を変更することができる。

(目的)

233号。以下「法」という。)、食品衛生法施行令 (昭和28年政令第229号。以下「政令」とい う。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第 23号。以下「省令」という。)、乳及び乳製品の成 分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。 以下「乳等省令」という。) 及び鳥取県食品衛生法 施行条例(平成12年鳥取県条例第17号。以下「条 例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるこ とを目的とする。

第7条 政令第5条第3項の規定による試験品の採取|第7条 政令第4条第4項の規定による試験品の採取 量は、別表第1のとおりとする。ただし、総合事務 所長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規 則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に 属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条 例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する 総合事務所長をいう。以下同じ。)が特別の理由が あると認めるときは、当該検査に必要な限度におい て、その採取量を変更することができる。

(許可責任者の設置等の届出)

定する営業者のうち、法第52条第1項の許可を受け た者をいう。)は、許可責任者を置こうとするとき は、様式第6号の2により総合事務所長に届け出る ものとする。許可責任者を変更しようとするとき も、同様とする。

(営業の許可の申請書)

第12条 略

(許可証等の様式)

第12条の2 条例第5条第1項前段の許可証の様式 は、様式第8号のとおりとする。

2 条例第5条第1項後段の許可標識の様式は、様式 第9号のとおりとする。

|(許可責任者の設置等の届出)

第11条の3 営業者(条例別表第1の1の項(7)に規|第11条の3 営業者(条例別表第1の1の項(7)に規 定する営業者のうち、法第52条第1項の許可を受け た者をいう。)は、許可責任者を置こうとするとき は、様式第6号の2により知事に届け出るものとす る。許可責任者を変更しようとするときも、同様と

(営業の許可の申請書)

第12条 略

(許可証の交付等)

- 第13条 総合事務所長は、法第52条第1項の営業の許 可をしたときは、当該申請者に対し、様式第8号に よる許可証(以下「許可証」という。)を交付しな ければならない。
- 2 法第52条第1項の許可を受けた者(以下別表第2 を除き、「営業者」という。)は、許可証を当該営 <u>業施設の見やすい場所に掲示し</u>ておかなければなら ない。
- 3 営業者は、許可証をき損し、又は亡失したとき は、様式第9号による申請書を総合事務所長に提出 し、その再交付を受けなければならない。
- 4 営業者は、許可証の再交付を受けた後において亡 失した許可証を発見したとき、許可の有効期間が満 了したとき、許可の取消しがあったとき、又は営業 を廃止したときは、許可証を総合事務所長に返納し なければならない。

(許可証等の再交付申請等の手続)

- 第13条 法第52条第1項の許可を受けた者(以下別表 第2を除き、「営業者」という。)は、条例第5条 第3項又は第4項の規定により許可証又は許可標識 の再交付又は書換交付を受けようとするときは、様 式第10号による申請書を総合事務所長に提出しなけ ればならない。
- 2 営業者は、許可証又は許可標識の再交付を受けた 後において亡失した許可証又は許可標識を発見した とき、許可の有効期間が満了したとき、許可の取消

しがあったとき、又は営業を廃止したときは、許可 証又は許可標識を総合事務所長に返納しなければな らない。

(地位の承継の届出)

第13条の2 省令第68条第1項、第69条第1項及び第|第13条の2 省令第68条第1項、第69条第1項及び第 70条第1項の届出書は、様式第11号によるものとす る。

(申請事項等の変更の届出)

により行わなければならない。

(営業の廃止の届出)

第13号による届書により速やかにその旨を総合事務 所長に届け出なければならない。

2 略

(書類の提出)

第16条 法、政令、省令、乳等省令又は<u>条例</u>の規定に|第16条 法、政令、省令、乳等省令又は<u>この規則</u>の規 より知事に提出する書類は、所管の総合事務所長に 提出しなければならない。

様式第3号(第4条関係)

製品検査申請書 略

職氏名様

食品衛生法第25条第1項の規定により、次のと おり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

(地位の承継の届出)

- 70条第1項の届出書は、様式第10号によるものとす
- 2 総合事務所長は、前項の規定による届出書を受理 したときは、当該届出者に対し、許可証を書換え交 付しなければならない。

(申請事項等の変更の届出)

- 第14条 省令第71条の届出は、様式第12号による届書 | 第14条 省令第71条の届出は、様式第11号による届書 により行わなければならない。
 - 2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用す る。

(営業の廃止の届出)

第15条 営業者は、その営業を廃止したときは、<u>様式</u> 第15条 営業者は、その営業を廃止したときは、<u>様式</u> 第12号による届書により速やかにその旨を総合事務 所長に届け出なければならない。

2 略

(書類の提出)

定により知事に提出する書類は、所管の総合事務所 長に提出しなければならない。

様式第3号(第4条関係)

製品検査申請書

略

職氏名様

食品衛生法第25条第1項の規定により、次のと おり申請します。

年 月 日

申請者 住所(法人の場合は、所在 地)

郵便番号

氏名(法人の場合は、名称 及び代表者の氏名)

略

添付書類 略

注 略

様式第5号(第6条関係)

検査命令に基づく製品検査申請書

略

職 氏 名様

食品衛生法第26条第1項の規定による製品検査を 受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所(法人にあっては、主たる事 務所の所在地)

氏名(<u>法人にあっては、名称及び</u> 代表者の氏名)

記

略

添付書類 略

様式第6号(第9条関係)

食品衛生管理者設置(変更)届

職 氏 名様

食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主たる事 務所の所在地)

氏名(<u>法人にあっては</u>、名称及び 代表者の氏名)

記

略

略

添付書類 略

注 略

様式第5号(第6条関係)

検査命令に基づく製品検査申請書

略

職 氏 名様

食品衛生法第26条第1項の規定による製品検査を 受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 <u>住所(法人の場合は、所在地)</u> 郵便番号

> 氏名(<u>法人の場合は、名称及び代</u> 表者の氏名)

> > 記

略

添付書類 略

様式第6号(第9条関係)

食品衛生管理者設置(変更)届

職 氏 名様

食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 <u>住所(法人の場合は、所在地)</u> 郵便番号

> 氏名(<u>法人の場合は</u>、名称及び代 表者の氏名)

> > 記

略

添付書類 略

様式第6号の2(第11条の3関係)

食品衛生責任者設置(変更)届

職氏名様

食品衛生責任者を設置(変更)するので、鳥取県 食品衛生法施行細則第11条の3の規定により、下記 のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主たる事 務所の所在地)

氏名(<u>法人にあっては</u>、名称及び 代表者の氏名)

記

略

注略

様式第7号(第12条関係)

営業許可申請書(新規・継続) 略

職 氏 名様

食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のと おり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所(法人にあっては、主たる事 務所の所在地)

氏名(<u>法人にあっては</u>、名称及び 代表者の氏名)

年 月 日生

記

略			
申請	略		
者の	(2)	食品衛生法第54条から第56条ま	
欠格	<u>で</u> 0	D規定により許可を取り消され、	
事項	その	D取消しの日から起算して 2 年を	

添付書類略

様式第6号の2(第11条の3関係)

食品衛生責任者設置(変更)届

職氏名様

食品衛生責任者を設置(変更)するので、鳥取県 食品衛生法施行細則第11条の3の規定により、下記 のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 <u>住所(法人の場合は、所在地)</u> 郵便番号

> 氏名(<u>法人の場合は</u>、名称及び代 表者の氏名)

> > 記

略

注略

様式第7号(第12条関係)

営業許可申請書(新規・継続)

略

職 氏 名様

食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のと おり申請します。

年 月 日

申請者 <u>住所(法人の場合は、所在地)</u> 郵便番号

> 氏名(<u>法人の場合は</u>、名称及び代 表者の氏名)

> > 年 月 日生

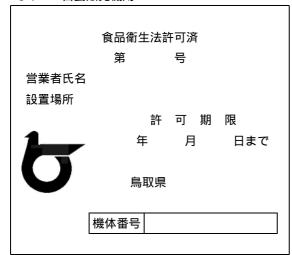
記

略			
申請	略		
者の	(2)	食品衛生法第55条又は第56条の	
欠格	規定	Eにより許可を取り消され、その	
事項	取消	肖しの日から起算して 2 年を経過	

| 経過しないこと。 | しないこと。 | 添付書類 略 注 略 | 様式第8号(第12条の2関係) 略 | 様式第9号(第12条の2関係) その1 自動車用 | 食品衛生法自動車営業許可済 | 営業の種類 | 管業の種類 | 管業の種類 | で 期 限

年 月 日まで

その2 自動販売機用



鳥取県

様式第10号(第13条関係)

収入証紙は

営業許可証<u>(許可標識)</u>再交付

り付け欄

<u>(書換交付)</u>申請書

職 氏 名様

下記の営業許可証<u>(許可標識)の再交付(書換交</u> 付)を受けたいので、申請します。

様式第9号(第13条関係)

営業許可証再交付申請書

職 氏 名様

下記の営業許可証<u>をき損(亡失)した</u>ので、<u>再交</u> <u>付を</u>申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所(法人にあっては、主たる事 務所の所在地)

氏名(<u>法人にあっては</u>、名称及び 代表者の氏名)

記

許	可	習	E I	号	
許	可	年	月	日	
変更	内容	(記	変更	5 211	
載事	項に	変更	交叉	2 H J	
が生	じた	場合	र्गंड स	7/4	
に隔	見る 。)	変更	で	
変	更	Ø	理	由	

添付書類

営業許可証<u>(許可標識)を破損し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更が生じた場合にあっては、</u> 当該営業許可証(許可標識)

様式第11号(第13条の2関係)

相続(合併・分割)による営業者の地位の承継届

職 氏 名様

下記のとおり営業者の地位を承継したので、食品 衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(<u>法人にあっては</u>、名称及び 代表者の氏名)

年 月 日生

被相続人との続柄

記

略

添付書類

年 月 日

申請者 <u>住所(法人の場合は、所在地)</u> 郵便番号

> 氏名(<u>法人の場合は</u>、名称及び代 表者の氏名)

> > 記

許	回	•	番	号	
許	可	年	月	日	

添付書類

き損した営業許可証

様式第10号 (第13条の2関係)

相続(合併・分割)による営業者の地位の承継届

職 氏 名様

下記のとおり営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

<u>申請者</u> 住所(法人の場合は、所在地) 郵便番号

> 氏名(<u>法人の場合は</u>、名称及び代 表者の氏名)

> > 年 月 日生

被相続人との続柄

記

略

添付書類

(1)及び(2) 略

様式第12号(第14条関係)

営業許可申請(営業者の地位の承継届出)事項 変更届

職 氏 名様

下記のとおり営業の許可の申請(営業者の地位の 承継届出)事項の変更があったので、届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主たる事 務所の所在地)

氏名(<u>法人にあっては</u>、名称及び 代表者の氏名)

記

略

備考 略

様式第13号(第15条関係)

廃 業 届

職氏名様

下記のとおり営業を廃止したので、届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主たる事 務所の所在地)

氏名(<u>法人にあっては</u>、名称及び 代表者の氏名)

記

略

(1)及び(2) 略

(3) 現に受けている営業許可証

様式第11号(第14条関係)

営業許可申請(営業者の地位の承継届出)事項 変更届

職 氏 名様

下記のとおり営業の許可の申請(営業者の地位の承継届出)事項の変更があったので、届け出ます。

年 月 日

届出者 <u>住所(法人の場合は、所在地)</u> 郵便番号

> 氏名(<u>法人の場合は</u>、名称及び代 表者の氏名)

> > 記

略

備考 略

添付書類

<u>営業許可証(営業許可証の記載事項を変更する場</u>合に限る。)

様式第12号(第15条関係)

廃 業 届

職氏名様

下記のとおり営業を廃止したので、届け出ます。

年 月 日

届出者 <u>住所(法人の場合は、所在地)</u> 郵便番号

> 氏名(<u>法人の場合は</u>、名称及び代 表者の氏名)

> > 記

略

添付書類 略	添付書類 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている許可標識は、この規則に基づき交付されたものとみなす。